

新潟県教育委員会 いじめ対策の再構築

～いじめ防止と自殺予防の強化のために～

はじめに

(1) 平成31年度(令和元年度)からの取組導入の背景

平成30年9月、県教育委員会設置の第三者委員会は2年前(平成28年)のいじめを背景とした県立高等学校生徒の自殺事案について調査報告書を完成させた。その中で、いじめに関わる生徒への当該高校の教職員の対応と、学校としての組織的対応についての不備などを指摘し、同年6月にいじめを背景とした別の自殺事案が発生したこともあり、当時の本県のいじめと自殺の現状を「緊急事態」とし、県教育委員会と学校に対して、危機意識を持って対応すべきと提言した。

その後、同年12月までに全県立学校を県教委指導主事が訪問し現状のいじめ対策を検証した結果と、調査報告書の指摘と提言を踏まえ、翌年度から「学校の組織力の強化」「教員の意識改革と指導力・対応力の向上」「相談しやすい体制の整備」「県民運動の見直しによる保護者や地域との協働の推進」を視点とする「いじめ対策の再構築」に取り組むこととなった。

(2) 平成30年度内に取り組んだこと

「いじめ対策の再構築」の中心となるものが、小学校から高等学校までの児童生徒の発達段階や学校の実情に応じたいじめ対策を総合的に推進するために、高等学校教育課と義務教育課の担当を統合させた「生徒指導課」の新設である。

さらに、平成30年11月には、県教育委員会が取り組むいじめ対策等を検討することを目的として、大学教授や小中高の校長、PTAなどの学識経験者で構成される「いじめ対策等検討会議」を設置した。同年度末まで5回に渡り、会議を開催、構成員からの助言を受け、県教委として、

いじめの訴えへの組織的な対応マニュアル、SNSの適正利用・自殺予防のための教育プログラム等の作成・整備をすすめた。



新潟県いじめ対応総合マニュアル

1. いじめ防止対策

(1) 学校の組織力の強化

① いじめ対策推進教員(県立学校)、生徒指導対応非常勤講師(市町村立学校)の配置

いじめ対策推進教員※1は、令和元年度からすべての県立学校に配置され、いじめ事案対応の情報集約を担当する他、いじめ対応総合マニュアルの自校化と活用促進、いじめに関する校内研修の企画運営などを行う。

※1: 校内のいじめ対策を専門的に扱う教員に対し、非常勤講師を配当し、2~4時間の授業時間を軽減している。

② スクールロイヤー活用事業

令和2年度から全県の県立学校・市町村立学校(新潟市を除く)を対象とし、県内に10人のスクールロイヤーを配置している。

令和2年度は、法相談（13回）、児童生徒対象いじめ予防教育（23回）、教職員対象いじめ法令研修（38回）を実施。

(2) 教職員の意識改革と指導力・対応力の向上

① 研修等の充実

(ア) 県立学校対象

- ・いじめ対策推進教員対象研修会（年間3回）
- ・管理職対象「いじめ対策」研修会 など

(イ) 市町村立学校対象

- ・いじめの未然防止実践研究パイロット事業（指定校：小学校8校）
- ・いじめ対策推進モデル校事業（4(1)参照）（指定校：中学校3校）

※ 法令理解を深めることで教職員のいじめの認知力・対応力等の向上を図っている。

② 「新潟県SNS教育プログラム」の実践

(ア) インターネット上のいじめ・トラブルの未然防止・再発防止のために学習をとおして、生徒自身が考え、学んでいくための授業教材を作成し、令和2年度から全県立高校、中等教育学校で授業を実施

(イ) 教員向け研修資料、保護者啓発資料の作成とそれらを活用した研修会・講演会の実施

(ウ) 令和3年度は「義務教育版」を作成予定

(3) 相談しやすい体制の整備

令和元年度から臨床心理士資格を持つ指導主事を配置し、電話・メール・SNSの相談窓口での相談業務を一元化して担当。

① 各種相談窓口の運用

(ア) 相談時間

SNS：平日 17時～22時、休日 15時～20時

電話・メール：24時間

(イ) いじめ通報システム

オンラインによる生徒から県教育委員会への直通のいじめ通報システムを構築。通報があった際は当該学校に対して県教育委員会から情報提供を行う。

② 全公立学校へのスクールカウンセラーの配置と児童生徒及び保護者への周知

令和元年度から全公立学校に配置し、児童生徒・教職員・保護者が活用している。令和2年度からは小・中・義務教育・

特別支援学校において、学校のニーズに応じて弾力化して活用できるよう、同一勤務日で複数校に移動しての勤務を可能とした。

③ スクールソーシャルワーカーの配置

市町村立学校・県立特別支援学校を対象として教育事務所（上越、中越、下越）に計7人、県立高校・中等教育学校を対象として生徒指導課に4人を配置し、学校への支援及び関係機関と連携した対応を行っている。

(4) 県民運動の見直しによる保護者と地域との協働の推進

県民運動の母体である「深めよう 絆 にいがた県民会議」が、平成19年5月に「いじめ根絶県民会議」（構成団体約50団体）として発足した。いじめや不登校、暴力行為等の解消及び未然防止に向けて、学校・家庭・地域が一体となった運動を全県的に展開し、児童生徒の豊かな人間性を育成するために、県、市町村、PTA、マスコミ等の関係団体が集まっている。

平成25年度からは運動の方向性を焦点化し、改めて、「いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こりうる」という認識に立ち、「いじめ見逃しゼロ」の意識を社会全体で共有するとともに、学校・家庭・地域が連携していじめの積極的な認知及び未然防止に努める「いじめ見逃しゼロ県民運動」を開始している。

県民運動の見直しの一環として、構成団体、企業・団体等サポーター等による実行委員会を設置し、企画・運営を行っている。



いじめ見逃しゼロキャラバン

主な取組はつぎのとおり。

- ① 「いじめ見逃しゼロ キャラバン」(P12 写真参照)
- ② 「県民講座」
- ③ 「いじめ見逃しゼロ 県民の集い」
- ④ 「県民サポーター」募集による啓発

(5) いじめ対策等の見直しと検証

① 県立学校対象「いじめ対策総点検」

県教委では「いじめ対策総点検」を重点事業と位置づけ、すべての県立高校・中等教育学校・特別支援学校(計107校)を対象に、定例教育委員会やいじめ対策等検討会議からの意見を受けながら継続実施しており、令和3年度は4年目となる。点検の内容は以下の2点である。

(ア) チェックシートによる点検

学校訪問前に、各学校に対して、いじめに関する組織体制、教職員の法令理解や取組の状況を確認する学校自己点検チェックシートの提出を求める。

(イ) 学校訪問

年2回実施のうち、1回目は全県立学校を訪問し、チェックシートの内容と、認知漏れのいじめ事案、いじめに関する記録文書等を確認する。2回目は、県教委が必要性を認めた学校を訪問し、課題の改善状況、いじめの認知状況等の確認・指導を行う。

平成30年10月の総点検では、「教員のいじめに係る認識、生徒理解が不十分」「学校いじめ対策組織と生徒指導部の責任や役割が不明確」「被害生徒へのケアなど、学校いじめ対策組織としての対応策の検討が不十分」などが課題となったが、現在では、校長のマネジメントによるいじめ対策推進教員(1(1)①参照)を中心とした組織的対応の推進、教職員による法令理解度の向上、認知件数の増加などの成果が見られるようになった。

しかし、依然としていじめとして認知すべき事案が報告されていないケースや、いじめ対応総合マニュアルが十分に活用されていないなどの課題が確認されている。

② 市町村教育委員会・市町村立学校対象「生徒指導体制等の自己点検」

新潟市(政令指定都市)を除く29市町村教育委員会と市町村立小・中・義務教育・特別支援学校(計509校)を対象とし、県教委が作成した法令理解や組織的対応等に関する項目に基づいて、各学校が自己点検を行うものである。

平成30年11月の開始当初は、「保護者等に対し、いじめ防止対策等の説明や周知が不十分」「いじめの認知・解消等に関する共通理解が不十分」「職員間や学校と保護者間での情報共有が不十分」などの課題が挙げられた。

令和2年度から、検証の精度向上と課題抽出の明確化のために「いじめ対策総点検」「生徒指導体制等の自己点検」の分析において、上越教育大学のいじめ・生徒指導研究センターと連携している。

2. 自殺予防対策(主に県立学校対象)

① 「新潟県自殺予防教育プログラム(高等学校編)」の作成と活用(令和2年3月)

(ア) 困ったときに周りの大人に相談するなどの「援助希求行動」を促すための生徒向け授業

(イ) 教員向け研修資料、保護者啓発資料の作成とそれらを活用した研修会・講演会



新潟県自殺予防教育プログラム

(ウ) 令和3年度は「義務教育版」を作成予定

② 東京大学と連携した自殺予防ツール「こころとからだの健康アンケート(RAMPS)」の運用(県立高校、中等教育学校を対象)

保健室に来室した生徒を対象に、タブレット端末による心身の状況についての質問と養護教諭による問診結果により、自殺リスクを評価して医療機関への繋ぎやカウンセリング実

施などの対応に当たる。

実施校数の推移

平成30年度→10校、令和元年度→22校

令和2年度→33校、令和3年度→41校

3. その他の取組

① 新潟県いじめ対策ポータルサイトの運営 (<https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/>)

ホームページ上で、いじめ対策に関する各種資料を掲載。いじめ問題への関心が広がるよう、いじめ見逃しゼロ県民運動の個人サポーターに就任した著名人からのメッセージも公開。

その他、県立高校生・中等教育学校生が安心して学校生活を送れるよう、友だちづくりやネット利用上の注意等を解説した「マイスクールライフサポートブック」もアップしている。

② 全県規模のアンケート実施

生徒の不安や悩みを早期に把握するために、令和2年度から、新潟県高等学校長協会と生徒指導課が協力して、県立高校生・中等教育学校生を対象にオンラインによる「学校生活アンケート」を実施している。(対象生徒数約5万人)

4. 令和3年度からの新たな取組

今年度、県教育委員会はこれまで取り組んできた「いじめ対策の再構築」について、施策の全容が整ってきたことから、「いじめ対策の強化」へとシフトチェンジし、県立学校へのさらなる徹底と義務教育段階の市町村立小中学校への拡充に取り組んでいる。主な内容を以下で紹介する。

(1) いじめ対策推進モデル校事業の推進

県教育委員会と県立学校が取り組んでいる「いじめ対策」について、市町村立学校から選出した「いじめ対策推進モデル校」(中学校3校)による実践研究により、義務教育段階におけるいじめの未然防止及び教職員のいじめの認知力・対応力の向上を目的としている。

(2) 義務教育版の「SNS教育プログラム」「自殺予防教育プログラム」の作成

(3) 学校等のニーズに応じたスクールカウンセラーの配置時間の弾力化

小・中・特別支援学校において、1日の勤務時間を3分割し、複数校への訪問を柔軟に対応できるようにした。

(4) 「いじめ対策総点検」の内容精査

各学校でのいじめ事案への組織的対応の実態把握のため、県教委が設定した架空事案に対する初期対応についてシミュレーションを実施し、確認している。

おわりに

平成30年9月の第三者委員会調査報告書を受けて、花角英世新潟県知事は、当時の本県はいじめ対策について「仏作って、魂入れずという状態だった」と表現したが、この言葉がいじめ対策の再構築の原点となっている。

「いじめ対策の再構築」により、認知件数の増加、教職員の意識の向上を図ることができたが、依然として学校間や市町村間での格差があることも事実であり、内容の深刻化への対応も必要である。

また、令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」制定されたことを受け、前回改定(平成30年2月)以降の第三者委員会調査報告書による提言等も踏まえ、新潟県いじめ問題対策連絡協議会等の関係機関や有識者からの意見聴取を経て、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」を改定した。

現在、関係機関に通知を行い、県立学校等では自校のいじめ防止基本方針の見直しに取りかかっているところである。

引き続き、悲劇を繰り返さないよう、いじめ対策に「魂」を入れ続けていきたい。